

第1章 私立大学の自主性・自律性（特色ある運営）の尊重

1-1 建学の精神・理念	本学の実施状況
(1) 建学の精神 ものづくりの視点を重視した工学教育を通じて、未知の分野に果敢に挑戦する創造性豊かな人材を育成する。 (2) 基本理念 社会に開かれた個性ある大学として、産学協同を通じて新潟県内産業界に貢献する。	建学の精神及び基本理念の実現に向けた教育体制及び教育課程を編成し、内部質保証推進会議において点検評価及び改善を行っています。
1-2 教育と研究の目的	本学の実施状況
(1) 建学の精神・理念に基づく教育目的等 ① 工学部は、本学の建学の精神に則り、工学に関する深い教育を受け、豊かな国際的教養と人格を持つ人材を育成することにより、日本の技術の発展と地域社会の開発に寄与することを目的とする。 ② 工学研究科は、本学の建学の精神に則り、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥を究めて、広く文化の進展に寄与することを目的とする。	建学の精神及び理念に基づく教育目的等は、SD・FDの研修会や新入生ガイダンス等において、教職員及び学生に対して周知徹底しています。
(2) 中期的な計画の策定と実現に必要な取組みについて	本学の実施状況
① 安定した経営を行うために、認証評価を踏まえて中期的な学内外の環境変化の予測に基づく、適切な中期的な計画を策定します。 ② 中期的な計画の進捗状況、財務状況については、経営戦略本部及び常務会で進捗状況を管理把握し、その結果を内外に公表するなど、透明性ある法人運営・大学運営に努めます。 ③ 財務的な裏付けのある中期的な計画の実現のために、外部理事を含めた経営陣全体や、経営陣を支える事務職員の経営能力を高めます。 ④ 教職協働の観点からも事務職員の人材養成・確保など、事務職員の役割を一層重視します。 ⑤ 経営陣と教職員が中期的な経営を共有し、教職員からも改革の実現に際して積極的な提案を受けるなど、法人全体で取り組みます。	令和3年度に“主体的なもの・こと・ひと（関係）づくりができる人材”を育成するため、「つくれる学生をつくる」をコンセプトに第4期中期経営計画（令和3年度～令和5年度：3か年）を策定しました。 中期経営計画の進捗状況及び財務状況については、経営戦略本部及び常務会で管理把握し、その結果を理事会及び評議員会で報告しています。また、教職員に対しては、全体説明会を開催し、情報を共有しています。 財務を担当する理事とそれを支える事務職員が積極的に

⑥ 中期的な計画に盛り込む主な内容 ア 建学の精神・理念に基づき育成する具体的な人材像とこれを実現する教育目標 イ 教育改革の具体策と実現見通し ウ 経営・ガバナンス強化策 エ 法人・教学部門の積極的な情報公開 オ 内部質保証の強化策 カ 財務基盤の安定化策 キ 入学定員確保策 ク 教育環境整備計画 ケ グローバル化、ICT 化策	研修会などに参加し、経営能力を高めるとともに、中期経営計画の実現に向けて、8つの重要施策に経営陣を担当理事として配し、経営陣と教職員が一丸となって取り組みました。 令和5年度は本学が将来にわたり存続するために、約30年後の2050年を見据えた、長期ビジョンと長期のアクションプランからなる将来構想2050を策定しました。また、この将来構想に基づき、本学を中心に、ヒト・モノ・(カネ)・シラセが集まり、潮流がうまれ、コトを起こすため、「社会のハブ(HUB)となる大学」をコンセプトに第5期中期経営計画(令和6年度～令和10年度:5か年)を策定しました。
(3) 私立大学の社会的責任等	本学の実施状況
① 自主的に運営基盤の強化を図るとともに、本学の教育の質の向上及び経営の透明性の確保を図るよう努めます。 ② 学生を最優先に考え、保護者、卒業生、教職員、地域社会構成員、文部科学省、日本私立学校振興・共済事業団等、他のステークホルダーとの関係を保ち、公共性・地域貢献等を念頭に学校法人経営を進めます。 ③ 私立大学の目的達成のためには、多様性への対応が不可欠との認識に立ち、男女共同参画社会への対応や、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針(平成27年2月24日閣議決定)をはじめ、多様性への対応を実施します。	教育の質保証として、内部質保証推進会議を設置し、PDCAサイクルを回しています。本学の支援団体である「新潟工科大学産学交流会」との連携に加え、柏崎市をはじめとする近隣市町村と連携協定を締結し、社会に必要な人材育成を行うべく、情報交換や各種共同事業を行っています。

第2章 安定性・継続性(学校法人運営の基本)

2-1 理事会 (1) 理事会の役割	本学の実施状況
① 理事会は、意思決定の議決機関として学校法人の経営強化を念頭におき業務を決し、理	左記のとおり実施しています。

事の職務執行を監督します。

② 理事会の議決事項の明確化等

ア 理事会において議決する学校法人の重要事項を、寄附行為及び寄附行為施行細則に明示します。

イ 理事会において議決された事項は、議事録に記録し、保管します。

ウ 理事会へ業務執行者から適切な報告がなされるよう留意します。

③ 理事及び大学運営責任者の業務執行の監督

ア 理事会は、理事及び設置大学の運営責任者（学長、副学長等）に対する実効性の高い監督を行うことを主要な役割・責任の一つと捉え、適切に大学の業務等の評価を行い、その評価を業務改善に活かします。

イ 理事会は、適時かつ正確な情報共有が行われるよう監督を行うとともに、内部統制やリスク管理体制を適切に整備します。

④ 学長への権限委任

ア 学長が任務を果たすことができるようにするため、理事会の権限の一部を学長に委任しています。

イ 学長が副学長を置くなど、各々担当事務を分担させ、管理する体制としています。

ウ 各々の所掌する校務については、可能な限り規程整備等による可視化を図ります。

⑤ 実効性のある開催

ア 理事会は、年間の開催計画を策定し、予想される審議事項については事前に決定して全理事で共有します。

イ 審議に必要な時間は十分に確保します。

⑥ 役員（理事・監事）は、（ア）その任務を怠り、学校法人に損害を与えた場合、（イ）その職務を行う際に悪意又は重大な過失により第三者に損害を与えた場合、当該役員は、これを賠償する責任を負います。

⑦ 役員（理事・監事）が学校法人又は第三者に生じた損害を賠償する責任を負う場合、他の役員も当該損害を賠償する責任を負うときは、これらの者は連帯して責任を負います。

理事会は年6回開催し、本法人における重要事項の検討・審議を行っています。

理事の出席率を高めるため、事前に日程調整を図った上で年度当初に年間スケジュールを策定し、周知しています。また、学外からの参加も可能とするために、Web会議ツールを利用したオンライン会議も併用開催しています。

⑧ 役員（理事・監事）の学校法人に対する責任が加重とならないよう損害賠償責任の減免の規定を整備します。	
⑨ 理事会の議事について特別の利害関係を有する理事は、議決に加わるできません。	

2-2 理事	本学の実施状況
(1) 理事の責務（役割・職務・監督責任）の明確化	
① 理事長は、学校法人を代表し、その職務を総理します。 ② 理事長を補佐する理事として、常務理事を置き、その役割のほか、理事長の代理権限順位も明確に定めます。 ③ 理事長及び理事の解任については、寄附行為に明確に定めます。 ④ 理事は、法令及び寄附行為を遵守し、学校法人のため忠実にその職務を行います。 ⑤ 理事は、善管注意義務及び第三者に対する賠償責任義務を負います。 ⑥ 理事は、学校法人に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見した場合は、これを理事長及び監事に報告します。 ⑦ 学校法人と理事との利益が相反する事項については、理事は代表権を有しません。また、利益相反取引を行おうとするときは、理事会において当該取引について事実を開示し、承認を受ける必要があります。	左記のとおり実施しています。 令和5年度は他大学役員等の競業取引の事例があり、理事会審議により承認を得ています。
(2) 学内理事の役割	本学の実施状況
① 教職員である理事は、知識・経験・能力を活かし、教育・研究、経営面について、本学の持続的な成長と中長期的な安定経営のため、適切な業務執行を推進します。 ② 教職員として理事となる者については、教職員としての業務量などに配慮しつつ、理事としての業務を遂行します。	学内理事として、学長、副学長、事務局長を選任し、法人の重要な決定事項を教学関係に適切に反映しています。
(3) 外部理事の役割	本学の実施状況
① 複数名の外部理事（私立学校法第38条第5項に該当する理事）を選任します。 ② 外部理事は、学校法人の経営力・マネジメントの強化のため、理事会において様々な視点から意見を述べ、理事会の議論の活発化に大きく寄与し、理事としての業務を遂行し	令和5年度は6月に外部理事1名を増員し、理事9名中5名が外部理事となり、令和6年度も同体制を継続する予定です。柏崎市長、会社経営者又は役員を選任し、その知見を法

ます。	人運営に反映しています。
(4) 理事への研修機会の提供と充実	本学の実施状況
① 全理事（外部理事を含む。）に対し、十分な研修機会を提供し、その内容の充実に努めます。 ② 外部理事には、審議事項に関する情報について理事会開催の事前・事後のサポートを十分に行います。	学内理事に対して、定期的に日本私立大学協会が開催する研修会等の情報提供を行い、当該理事が参加しています。また、外部理事に対しては、理事会にやむを得ず欠席する場合は、事後に審議結果の報告を行うとともに、理事会以外でも定期的に訪問し、大学の近況や問題点などについて情報共有に努めています。

2-3 監事	本学の実施状況
(1) 監事の責務（役割・職務範囲）について	
① 監事は、善管注意義務及び第三者に対する賠償責任義務を負います。 ② 監事は、その責任を果たすため、理事会その他の重要会議に出席することができます。 ③ 監事は、学校法人の業務、財産の状況及び理事の業務執行の状況を監査します。 ④ 監事は、学校法人の業務等に関し不正の行為、法令違反、寄附行為に違反する重大な事実があることを発見した場合、所轄庁に報告し、又は理事会・評議員会へ報告します。さらに、理事会・評議員会の招集を請求できるものとします。 ⑤ 監事は、理事の行為により学校法人に著しい損害が生じるおそれがあるときは、当該理事に対し当該行為をやめることを請求できます。	左記のとおり実施しています。 監事は、寄附行為の内容を理解し、監査計画を基に、適切に職務を行っています。
(2) 監事の選任	本学の実施状況
① 監事の独立性を確保する観点を重視し、理事会において選出した候補者のうちから、評議員会の同意を得て、理事長が選任します。 ② 監事は2名置くこととします。 ③ 監事の業務の継続性が保たれるよう、監事相互の就任・退任時期について十分考慮します。	左記のとおり実施しています。 令和6年度も監事2名の体制を継続する予定です。
(3) 監事監査基準	本学の実施状況
① 監査機能の強化のため、監事監査規程を作成します。	左記のとおり実施しています。

② 監事は、監査計画を定め、関係者に通知します。	
③ 監事は、監査計画に基づき監査を実施し、監査結果を具体的に記載した監査報告書を作成のうえ、理事会及び評議員会に報告し、これを公表します。	
(4) 監事業務を支援するための体制整備	本学の実施状況
① 監事、公認会計士による監査結果について、意見を交換し監事監査の機能の充実に図ります。	寄附行為及び監事監査規程に則り、監事会や監査計画の策定を行っています。
② 監事機能の強化の観点から監事会を設置します。	
③ 監事に対し、十分な研修機会を提供し、その研修内容の充実に努めます。	
④ 学校法人は、監事に対し、審議事項に関する情報について理事会開催の事前・事後のサポートを十分に行うための監事サポート体制を整えます。	
⑤ その他、監事の業務を支援するための体制整備に努めます。	

2-4 評議員会	本学の実施状況
(1) 諮問機関としての役割 次に掲げる事項について、理事長は評議員会に対し、あらかじめ、評議員会の意見を聞きます。なお、諮問事項に関して特別の利害関係を有する評議員は、議決に加わることはできません。 ① 予算及び事業計画 ② 事業に関する中期的な計画の策定 ③ 借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時借入金を除く。）及び基本財産の処分並びに運用財産中の不動産及び積立金の処分 ④ 役員に対する報酬等の支給の基準 ⑤ 予算外の新たな義務の負担及び権利の放棄 ⑥ 寄附行為の変更 ⑦ 合併 ⑧ 目的たる事業の成功の不能による解散	評議員会は年4回開催し、各種事業の諮問を行っています。

⑨ 収益を目的とする事業に関する重要事項 ⑩ 寄附金品の募集に関する事項 ⑪ その他、学校法人の業務に関する重要事項で理事会において必要と認めるもの	
(2) 評議員から意見を引き出す議事運営方法の改善に努めます。	事前に議案の要点を付記した会議次第と関連資料を送付し、活発な意見を引き出すように努めています。
(3) 評議員会は、学校法人の業務若しくは財産の状況又は役員の業務執行の状況について、役員に意見を述べ、若しくはその諮問に答え、又は役員から報告を徴することができます。	左記のとおり実施しています。ただし、令和5年度については、役員への意見や役員から報告を徴することはありませんでした。
(4) 評議員会は、監事の選任に際し、理事長が評議員会の同意を得るための審議をします。その際、事前に理事長は当該監事の資質や専門性について十分検討します。	左記のとおり実施しています。

2-5 評議員	本学の実施状況
(1) 評議員の選任	
① 評議員の人数は、理事人数に対して十分な人数を選任します。 ② 評議員となる者は、次に掲げる者としています。 ア 当該学校法人の職員のうちから、寄附行為の定めるところにより選任された者 イ 当該学校法人の設置する学校を卒業した者で年令 25 年以上の者のうちから、寄附行為の定めるところにより選任された者 ウ 全各号に規定する者のほか、寄附行為の定めるところにより選任された者 ③ 学校法人の業務若しくは財産状況又は役員の業務執行について、意見を述べ若しくは諮問等に答えるため、多くのステークホルダーから、広範かつ有益な意見具申ができる有識者を選出します。 ④ 評議員の選任方法は、各選出区分により推薦された者について、当該候補者を理事会が選任する扱いとしています。	左記のとおり実施しています。 寄附行為では21～25名と定めており、令和6年度は23名を選任する予定です。うち外部からは、学識経験者として企業人又は自治体から12名、本学卒業生から4名を選任しています。
(2) 評議員への研修機会の提供と充実	本学の実施状況
① 学校法人は、評議員に対し審議事項に関する情報について、評議員会開催の事前・事後	左記のとおり実施しています。

のサポートを十分に行います。 ② 学校法人は、評議員に対し十分な研修機会を提供し、その研修内容の充実に努めます。	
--	--

第3章 教学ガバナンス（権限・役割の明確化）

3-1 学長	本学の実施状況
（1）学長の責務（役割・職務範囲） ① 学長は、新潟工科大学学則第1条に掲げる「工学に関する深い教育を授け、豊かな国際的教養と人格をもつ人材を育成することにより、日本の技術の発展と地域社会の開発に寄与する」という目的を達成するため、リーダーシップを発揮し、大学運営の適正化に努め、所属職員を統括します。 ② 学長は、理事会から委任された権限を行使します。 ③ 所属職員が、学長方針、中期的な計画、学校法人経営情報を十分理解できるよう、これらを積極的に周知し共有することに努めます。	学長は教授会において、方針、中期経営計画の進捗状況及び理事会・評議員会における審議結果を報告し、教職員との情報共有に努めています。
（2）学長補佐体制（副学長・学長特別補佐の役割）	本学の実施状況
① 大学に副学長を置くことにしており、新潟工科大学組織運営規程において「学長を補佐し、学長に事故あるとき、又は学長が欠けたときは、その職務を代理し、又はその職務を行う。」としています。 ② 大学に学長が必要と認める場合は、学長特別補佐を置くことができるようにしており、新潟工科大学組織運営規程において「学長が行う企画・立案の重要事項を補佐する」としています。	令和5年度は副学長を1名とし、研究担当と管理運営担当の2名の学長特別補佐を置きました。 令和6年度も同体制を継続する予定です。
3-2 教授会	本学の実施状況
（1）教授会の役割（学長と教授会の関係） 大学の教育・研究の重要な事項を審議するために教授会を設置しています。審議する事項については新潟工科大学教授会規程に定めています。 ただし、学校教育法第93条に定められているように、教授会は、定められた事項に	教授会は月1回の定例開催のほか、入試及び卒業判定などの臨時開催を含めて、年15回程度の開催としています。 積極的な参加を促すため、年度当初に年間スケジュールを策定し、周知するとともに、Web会議ツールを利用したオ

ついて学長が決定を行うに当たり意見を述べる機関であり、学長の最終判断が教授会の審議結果に拘束されるものではありません。	ンライン会議の開催を継続しています。
---	--------------------

第4章 公共性・信頼性（ステークホルダーとの関係）

4-1 学生に対して	本学の実施状況
（1）学生の学びの基礎単位である学部等においても、3つの方針（ポリシー）を明確にし、入学から卒業に至る学びの道筋をより具体的に明確にします。 ① 学部ごとの3つの方針（ポリシー） ア 卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー） イ 教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー） ウ 入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー） ② 自己点検・評価を実施し広く社会に公表するとともに、その結果に基づき学生の学修成果と進路実現にふさわしい教育の高度化、学修環境・内容等のさらなる整備・充実に取り組みます。 ③ 多様性の受容（ダイバーシティ・インクルージョン）の理念を踏まえ、ハラスメント等の健全な学生生活を阻害する要因に対しては、学内外を問わず毅然かつ厳正に対処します。	3つの方針（ポリシー）については、学部・学科で定め、大学ホームページ等で広く公表しています。 また、アセスメント・ポリシーを定め、教育の内部質保証に関する点検評価に取り組んでいます。 多様性の受容の理念を踏まえ、ハラスメント等に対しては、毅然かつ厳正に対処しています。
4-2 教職員等に対して	本学の実施状況
（1）教職協働 実効性ある中期的な計画の策定・実行・評価（PDCA サイクル）による大学価値向上を確実に推進するため、教職員は、教育・研究活動等の組織的かつ効果的な管理・運営を図るため適切に分担・協力・連携を行い、教職協働体制を確保します。	教育・研究活動を組織的・効果的に機能させるため、各種委員会等の構成員に事務局を加えるなど、教職員が連携協力しながら適切に運営しています。
（2）ユニバーシティ・ディベロップメント：UD 全構成員による、建学の精神・理念に基づく教育・研究活動等を通じて、本学の社会的価	本学の実施状況 左記のとおり実施しています。

値の最大化に向けた取組みを推進します。 ① ボード・ディベロップメント：BD 監事は、毎年度策定する監査計画と監査報告書を理事会並びに評議員会に報告します。 ② ファカルティ・ディベロップメント：FD ア 3つの方針（ポリシー）の実質化と教育の質保証に向けて教員個々の教育・研究活動に係る PDCA に取り組みます。 イ 教員個々の教授能力と教育組織としての機能の高度化に向け、FD 推進組織を整備します。 ③ スタッフ・ディベロップメント：SD ア 全ての教職員等はその専門性と資質の向上のための取組みを推進します。 イ SD 推進に係る基本方針と年次計画を定め、計画的な取組みを推進します。 ウ 教職協働に対応するため、事務職員としての専門性、資質の高度化に向け、年次計画に基づき業務研修を行います。	令和5年度は、一般社団法人日本技術者教育認定機構（J A B E E）から講師を招き、未来を担う技術系人材の育成に向けたFD・SD研修などを実施しました。
--	--

4-3 社会に対して (1) 認証評価及び自己点検・評価	本学の実施状況
① 認証評価 評価機関の評価を受審し、評価結果を踏まえて自ら改善を図り、教育・研究水準の向上と改善に努めます。 ② 自己点検及び評価結果等を踏まえた改善・改革の実施 教育目標や組織目標の実現に向け、それらの目標の達成状況及び各種課題の改善状況等に関する定期的な自己点検・評価を実施し、その結果を踏まえた改善・改革のための計画を策定し、実行します。 ③ 学内外への情報公開 自己点検や改善・改革に係わる情報及び保有する教育・研究をはじめとする各種情報資源を、刊行物やホームページ等を通じて積極的に公開することにより、学内外の関係者	令和3年度に大学基準協会の認証評価を受審し、「適合」の評価を得ました。なお、評価結果にいくつかの改善課題があったため、内部質保証推進会議をはじめとした学内組織において対応を図っています。

及び社会に対する説明責任を果たします。	
(2) 社会貢献・地域連携	本学の実施状況
① 資源を活用し、社会の発展と安定に貢献するため、教育・研究活動の多様な成果を社会に還元することに努めます。 ② 産官学の組織的連携を強化し、「知の拠点」としての大学の役割を果たすとともに、産学、官学、産産等の結節点として機能します。 ③ 地域の多様な社会人を受け入れるとともに、時代の要請に応じた生涯学習の場を広く提供します。 ④ 大規模災害への対応として、日常的に地域社会と減災活動に取り組みます。 ⑤ 環境問題を始めとする社会全体のサステナビリティを巡る課題について対応します。	産官学連携により、共同研究や学生によるPBL等を推進し、その研究成果を社会に還元することに努めるとともに、研究シーズプレゼンテーション会や企業向け出前講座制度などの取組みを通して、情報の発信や社会人教育にも努めています。 加えて、産官学による連携会議を毎月開催し、情報共有を行い、具体的な活動につなげています。また、学内に地域安全・安心研究センターと風・流体力学工学研究センターを設置し、安全・安心を確保した持続可能なまちづくりに関する総合的な教育研究拠点として取り組んでいます。

4-4 危機管理及び法令遵守	本学の実施状況
(1) 危機管理のための体制整備	
① 危機管理体制の整備と危機管理マニュアルの整備に取り組みます。 ア 大規模災害 イ 不祥事（ハラスメント、公的研究費不正使用等） ② 災害防止、不祥事防止対策に取り組みます。 ア 学生等の安全安心対策 イ 減災・防災対策 ウ ハラスメント防止対策 エ 情報セキュリティ対策 オ その他のリスク防止対策 ③ 事業継続計画の策定に取り組みます。	危機管理規程を整備し、緊急時の対応組織として危機対策本部の設置を明文化しています。ただし、災害における危機管理マニュアルは、時代とともに対応内容が変化していることから、定期的な見直しが必要であり、今後見直していきます。 不祥事防止対策については、情報セキュリティ及びハラスメントに関するガイドラインと関連規程を策定し、防止に取り組んでいます。
(2) 法令遵守のための体制整備	本学の実施状況

① 全ての教育・研究活動、業務に関し、法令、寄附行為、学則並びに諸規程（以下「法令等」という。）を遵守するよう組織的に取り組みます。 ② 法令等に違反する行為又はそのおそれがある行為に関する教職員等からの通報・相談（公益通報）を受け付ける窓口を常時開設し、通報者の保護を図ります。	左記のとおり実施しています。
--	----------------

第5章 透明性の確保（情報公開）

5-1 情報公開の充実 (1) 法令上の情報公表	本学の実施状況
公表すべき事項は学校教育法施行規則（第 172 条第 2 項）、私立学校法等の法令及び日本私立大学団体連合会のガイドライン等によって指定若しくは一定程度共通化されていますが、公開するとした情報については主体的に情報発信していきます。 ① 教育・研究に資する情報公表 - ア 大学の教育・研究上の目的 - イ 卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー） - ウ 教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー） - エ 入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー） - オ 教育・研究上の基本組織 - カ 教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績 - キ 入学者の数、収容定員、在学学生数、卒業又は修了者数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況 - ク 授業科目、授業方法及び内容並びに年間の授業計画 - ケ 学修成果に係る評価及び卒業又は修了認定に当たっての基準 - コ 校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育・研究環境 - サ 授業料、入学料等の大学が徴収する費用 - シ 大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援	左記のとおり実施しています。

ス 学生が修得すべき知識及び能力 ② 学校法人に関する情報公表 ア 財産目録・貸借対照表・収支計算書 イ 寄附行為 ウ 監事の監査報告書 エ 役員等名簿（個人の住所に係る記載の部分を除く。） オ 役員報酬に関する基準 カ 事業報告書	
（２）自主的な情報公開	本学の実施状況
法律上公開が定められていない情報についても、積極的に自らの判断により努めて最大限公開します。事例としては次のような項目があります。 ① 教育・研究に資する情報公開 ア 海外の協定校及び海外派遣学生者数 イ 大学間連携 ウ 地域連携並びに産学官連携 ② 学校法人に関する情報公開 ア 中期的な計画 イ 学校法人が相当割合を出資する会社に関する情報	大学ホームページを中心に、左記事項を公表しています。
（３）情報公開の工夫等	本学の実施状況
① 上記（１）②及び（２）②の学校法人に関する情報については、Web 公開に加え、各事務所に備え置き、請求があれば閲覧に供します。 ② 情報公開に当たっては、対象者、方法、項目等を明らかにした情報公開方針を策定し、公開します。 ③ 公開方法は、原則インターネットを使った Web 公開としますが、閲覧者が多岐にわたることを考慮し、「大学ポートレート」を活用するほか、学校要覧、入学案内、広報誌、各種パンフレット等の媒体も活用します。	左記のとおり実施しています。

④ 公開に当たっては、分かりやすい説明を付けるほか、説明方法も常に工夫します。